

「監視社会」の限界と、射程の再設定
-生権力および社会システムを踏まえて-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山口, 達男 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19020

「監視社会」の限界と、射程の再設定

——生権力および社会システムを踏まえて——

The limit and resetting of range for Surveillance Society

——Based on Bio-pouvoir and Soziale Systeme——

博士後期課程 情報コミュニケーション研究科 2016年度入学

山 口 達 男

YAMAGUCHI Tatsuo

【論文要旨】

本稿は、「監視社会」に対する議論の射程を再設定する試みである。第1節では、スノーデン事件とマイナンバー法から、監視社会を無差別監視が行なわれる社会として捉えるべきことを示した。第2節では、D. ライアンの議論から、監視社会とは、無差別監視によって社会からの「包摂／排除」が自動的に決定される社会であることを論定した。第3節では、ライオン監視社会論の根底にはフォーコー生権力論における生政治学があることを示した。第4節においては、生権力が〈活かす権力〉と見なし得ること、したがって、われわれの存在は「資源」として取り扱われていることを指摘した。さらに、ルーマン社会システム論を援用することで、その「資源」が「社会」にとってコミュニケーション的に有意味であるかどうかによって包摂／排除の線引きがなされていることも提示した。以上の内容を踏まえて第5節では、監視社会を、「資源」で居続けることをわれわれに常時要請してくる社会と捉え返した。この認識のもと、今後は監視社会への対抗策を見出すのか、見出す必要があるのか、という点をより精緻化した議論で模索していく予定である。

【キーワード】 監視社会, 包摂／排除, 生権力, 〈活かす権力〉, 社会システム

1. はじめに——なぜ「監視社会」なのか

現在われわれが生活を営んでいるこの社会に対して、多くの名称が与えられている。情報社会や消費社会、格差社会、学歴社会などだ。近年では無縁社会、不寛容社会といった呼称も存在する。

それらの呼び名はテレビや新聞、インターネットといった多種多様なメディア上を飛び交っており用いられる場面も様々で、現代社会をそのように呼称することに対する正確さや正当性に疑問を呈する者もあるが、少なくともわれわれが納得し得る名称であることは疑いようがない。そして、数多ある呼び名のひとつに「監視社会」がある。

「監視社会 Surveillance Society」は、人々を監視するための技術や装置が広く行き渡った社会、と一般的にイメージされる。たしかに、街頭や店舗内の至るところで防犯カメラを見つけることができるし、携帯電話のGPS機能を利用して両親に子供の行き先を教えてくれる見守りサービスの提供なども日常的に行なわれている。なるほど、その意味では「監視」が生活のあらゆる場面に浸透しており、それをもって「監視社会」と呼称することには正当性がある。しかし他方で「監視」にはネガティブな感情が伴い、「監視社会」は歓迎せざる社会として認識されている。

そのような監視社会に対するネガティブな反応は、2013年に起こったふたつの出来事から顕著に察せられる。ひとつは「スノーデン事件」と呼ばれる国際的な出来事。もうひとつは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「マイナンバー法」の成立という、日本国内の出来事である。

スノーデン事件とは、アメリカ情報機関の元職員であったエドワード・スノーデン氏によって、アメリカ政府が秘密裡かつ超法規的に個人情報の収集を行っていたことが暴露された一連の出来事を指す。2001年の9・11テロ以降、監視活動の重要性が国防や対テロ戦略において高まっているのはアメリカに限らず各国共通の事柄であり、そのことを鑑みれば、情報機関が個人情報の収集や分析を行なっていること自体は何ら不思議ではない。にもかかわらず、この事件が衝撃を与えたのは、監視の対象者がテロリストや犯罪容疑者だけでなく、一般の国民も含まれていたためだ。しかも、監視の範囲はアメリカ国内におさまらず全世界的であり、日本やドイツなどの同盟国にも及んでいた。さらには監視の手段として用いられていた「PRISM」と呼ばれるプログラムの実態が明らかになることで「大量監視」の状況までも露見した。PRISMプログラムはGoogleやApple、Facebook、YouTubeといった人々が日常的に利用するサービスの提供元である各社のサーバーを直接傍受し、インターネット上でのやりとりを常時追跡するものであった。つまり、スノーデン氏によってアメリカの諜報活動に関する機密資料が公開されたことで、これまでは小説や想像の域を出なかった電子的手段による「無差別監視」の実態が証明されたのである。

一方、マイナンバー法は2013年の成立以降、2015年に改正を経て施行され、2016年からマイナンバー制度という形で現在稼働がはじまっている。マイナンバーとは国民ひとりひとりに割り振られる12桁の番号のことであり、この番号に健康保険証番号や年金番号、運転免許証番号など、これまでは証明書ごとに付与されていた個人識別番号が紐づけられるようになる。その結果、マイナンバーひとつで年金の受給、社会保障制度の享受、納税申請などを行なうことができるようになり、行政手続きの効率化が図られる¹。だが、裏を返せば、12桁の番号さえ入手してしまえば、国民のあらゆる情報を盗み見ることができるのではないかという懸念にもつながっている。また、こ

れまでは別々の機関が管理していた情報がマイナンバーに集約されることで、国家による国民の一元管理がはじまるのではないかという不安を持つ者たちもいる。つまり、国家が国民ひとりひとりを監視しようとしているのではないか、という不信感を同法は人々に与えたのである。

さて、スノーデン事件とマイナンバー法がわれわれの「監視」に対する潜在的な危機感をさらに大きく顕在化させたわけであるが、その根底には、監視はプライバシーを侵害する、という認識が横たわっている。すなわち、監視に抱いているネガティブな感情の深奥には、たとえばジョージ・オーウェルの小説『1984年』に登場する「ビッグ・ブラザー」や戦前日本の特別警察、東ドイツのシュタージ、ソ連のKGBといった全体主義国家的な監視の事実がある。換言すれば、特定の組織または国家が、特定の人物としての「私」に注視するという認識があるからこそ、われわれは「監視」に脅威を覚えるわけだ。だが、スノーデン事件とマイナンバー法から窺える「監視」はそのようなものではない。つまり、事前に「私」を対象とした「標的型監視」ではなく、あくまで「大量監視」「無差別監視」であり、標的はその大量かつ無差別的な監視の結果として、事後的に見出されるものなのである。

とはいえ、アメリカによる監視活動は事前に標的が決まっている場合もある。ドイツのメルケル首相や日本の安倍晋三も対象とされていたことが発覚したように、公人は公人であるがゆえに、あらかじめ監視の対象とされている。また過去にテロ活動への関与が疑われた人物なども、その事実ゆえに監視対象とされた。だが、スノーデン氏が暴露したことの最大のインパクトは、無差別監視を行なうことで、今後標的となり得る人物を見つけ出す作業がグローバルな規模でなされていた点にある。このような監視の手法はビッグデータ分野でのデータマイニングに通ずる。すなわち、世界中で交わされる電子メールの内容、SNS上でのつぶやき、検索したキーワードなどを無作為に収集・蓄積したことで構成されたビッグデータから、テロや犯罪、反米に関連するデータを発掘^{マイニング}していき、テロリスト、犯罪容疑者、反米主義者などの監視対象者を特定していくのである。その意味では、無差別監視とはビッグデータ監視とも言い得る。

マイナンバー法にも似たことが言えるだろう。日本政府はそうした意図を否定しているものの、仮に12桁の番号で国民情報が一元管理されていたとしても、決して「私」を標的に情報を集めているわけではない。マイナンバーの目的は1億3000万人から抽出したビッグデータを構成することであって、国民ひとりひとりに照準を当てることではないのだ。もちろん、個人を特定することも、照準を当てることも技術的には可能だが、不届き者の仕業でない限り、そのような事態になるのはあくまで年金の不正受給や脱税などが発覚した場合である。マイナンバー法が「税と社会保障の一体改革」に位置づけられていた経緯から考えても、目指されているのは膨大な国民情報を基に

¹ 現在マイナンバーで利用できるのは「社会保障」「税」「災害対策」の三つの分野に限られているが、今後の展開として「金融関係」「医療・健康」「戸籍事務」「パスポート事務」「自動車登録」などへと利用範囲を順次拡大していくことが決まっている。また民間企業が提供する各種ポイントカードとの連携、NHK受信料徴収への活用可能性についても議論が行なわれている。

全体として効率的な徴税を実施することであり、特定個人に常時視線を向けることではない。

したがって、プライバシーの尊重や確保を求めるのは、標的型監視には有効な問題提起にはなり得るが、そもそも監視の対象／標的が事前に決められていない無差別監視に対しては不十分な対応となる。もちろん、標的型監視は存続しており、プライバシー問題も解決しなければならないが、そのことに拘泥してしまえば、無差別監視が当たり前となっている現在の「監視社会」の本質には辿り着くことはできないと思われる。

以上の認識を持った上で、本稿は既存の監視社会論が提示している主要な論点を整理し、その不足点を指摘することで、現代社会を「監視社会」と捉える際に必要となる射程の再設定を行なっていくたい。

2. 監視社会論の^{いま}現在

監視社会論の代表的論者とされているのは、カナダの社会学者デイヴィッド・ライアンである。以前には情報社会論やポストモダン論を展開していた彼が監視社会論へと傾倒するようになったのは、情報通信技術の進展や、ポストモダン的な状況への移行によって監視技術がこれまで以上に社会の広範囲へと拡大・浸透していった事態を受けてのことだ。したがって、彼にとっての監視社会論とは、それまで取り組んでいた議論の延長線上に位置づけることができる。

それでは、ライアンにおける「監視社会」とはどのような社会を指しているのだろうか。彼は、「統治や^{コントロール}管理のプロセスにおいて通信情報テクノロジーに依拠する社会は、すべからく監視社会といえる」²と述べている。この文言にライアンの監視社会観はすべて集約されていると言っても過言ではないのだが、もう少し見ておこう。

ライアンは「監視」を「個人の身元を特定しうるかどうかはともかく、データが集められる当該人物に影響を与え、その行動を統御することを目的として、個人データを収集・処理するすべての行為」³として位置づけている。ここで重要なのは、監視の対象が個人ではなく「個人データ」であるということだ。繰り返すが、われわれが「監視」という言葉から一般的にイメージするのは、たとえば警察の張り込みのように、特定の誰かに対して常時向けられる他者の視線である。つまり「誰かに見られている」という語感を「監視」は喚起する。だが、「誰かに見られている」というのは「誰かによって私の存在が見られている」という認識を前提としており、だからこそ「誰かに見られている」感覚は「知らない誰かが私の姿形を見ている」という不安感・不快感を伴い、「監視」に対するネガティブな感情を惹起する。しかし、ライアンの言う「監視」は「個人の身元を特定しうるかどうかはともかく」と留保するように「私の存在」を対象としない。あくまで「個人データ」、つまり「私に関する情報」である。「属性」と別言してもよい。そして「私の存在」が特定さ

² D. ライアン『監視社会』青土社、2002、p11

³ 前掲書、p13

れるとしても、それは個人データ=属性を監視した結果としてなのだ。したがってライアンの監視社会論は、「監視」に与えた定義から察せられるように、スノーデン事件やマイナンバー法における無差別監視を想定した議論となっている。

たしかに、スノーデン事件で標的型監視も行なわれていたように、あるいは先に例として挙げた張り込みのように、「私の存在」を対象とした監視もいまだ健在である。だが、それは現代特有の監視ではないとするのが、ライアン監視社会論における大前提だ。この前提に立った上で彼はふたつの主要な論点を提示している。「消失する身体」と「社会的振り分け」である。

「消失する身体」を説明する上で補助線となるのは、監視社会論ではしばしば援用される「パノプティコン」と「超パノプティコン」の違いである。ライアン自身は両者をあまり例に用いないが議論をわかりやすくする上での便宜的な措置として、双方の仕組みを簡単に述べておこう。

パノプティコン Panopticon は、功利主義を確立したジェレミ・ベンサムによって考案された監獄のことであり、一望監視施設と訳される。この施設に焦点を向け、近代権力の装置として着目したのがミシェル・フーコーである。フーコーがどうしてパノプティコンを近代権力の装置と見なしたかについては次節で述べるが、ここではパノプティコンにおける監視の仕組みを見ていこう。

この施設の建築上の特徴は、中央に監視塔があり、それを囲む形で円環状の建物=監獄が配されている点だ。そして、監視塔からは監獄内のすべての独房の様子を窺うことができる一方、独房から監視塔内の様子はわからないように設計されている。すなわちパノプティコンに収容された囚人たちには「見られてはいても、こちらには見えない」状況が発生する⁴。したがって、監視塔に本当に看守がいるかどうかを囚人側は判断できず、それゆえに彼らは「見られているかもしれない」という心理の結果として、監獄内の規則を遵守することとなる。つまり、パノプティコンにおいては規則を遵守させるべき囚人ひとりひとりの物理的な身体/存在が「監視」の対象となっているのである。「身体的監視」とでも言うべき監視の手法がパノプティコンでは行なわれているわけだ。そして、われわれが通常イメージしている「監視」とは、まさに身体的監視のことだ。自らの一挙手一投足が見られているかもしれないという不安から、プライバシーの確保を求めるわけである。ライアンはこの身体的監視を「近代的監視」と称し、先述したとおり、現代の監視とはなり得ないことを指摘している。一方、「超パノプティコン」はどうだろうか。

超パノプティコン Super Panopticon は、マーク・ポスターが命名した概念である。パノプティコンとは異なり、コンピュータ・データベースをその典型例として挙げているように、超パノプティコンは物理的な施設ではない。同時に、超パノプティコンによる「監視」も、物理的な存在、すなわち物理的な身体を有する生身の人間を対象とするものではない。データベースが典型とされていることからわかるように、超パノプティコンが監視するのは生身の人間に関する「データ」であ

⁴ M. フーコー『監獄の誕生』新潮社、1977、p203

る。すなわち超パノプティコンは健康保険証や運転免許証、クレジットカードやポイントカード、さらには社員証や学生証などの利用記録から、利用者各人の氏名、住所、年齢、職業、収入、購入商品といったデータ（情報）をまず抽出し、それを「厳密に定義されたカテゴリーやフィールドに配置」し、さらに「情報間の関係の中に存在しない関係を〈創作する〉」ことで「個人を構築している」のだ⁵。つまり、各人の「身体／存在」を監視しているのではなく、各人に紐づけ得る、もしくは各人の“人物像”を構築^{プロファイリング}=創作し得る非人称的な「個人データ=属性」の監視を超パノプティコンは行なう。パノプティコンの「身体的監視」と対比するならば、超パノプティコンは「非身体的監視」を行なっていると言えるだろう。したがって、パノプティコンと超パノプティコンの類似点は「見られてはいても、こちらには見えない」ということだけだと評せる。すなわち、各種カードを利用すればその記録がデータベースに収集・蓄積されることはわかっているものの、それを誰が管理し分析し運用しているかはわからない、という点においてのみである。

さて、この非身体的監視こそが、ライアンの言う「消失する身体」に含意されていることにはかならない。パノプティコンのような生身の人間を対象とする近代的監視から、情報通信技術の発展によって「個人データ=属性」の収集が可能となった超パノプティコン型の現代的な監視へと移行することで、監視の対象としての「身体／存在」が希薄化、消失する事態を彼は先の語で表わしているのである。そしてプライバシーという概念は、非身体的監視には適切な対抗策ではなくなる。というのも、データという非身体的・非物理的なものが対象となるゆえに^{パブリック}／^{プライベート}の基準・境界線が曖昧になるからだ。たとえばわれわれは、Amazonなどの電子商取引サイトにおいて、仕事上必要なビジネス書を購入する場合もあれば、趣味で蒐集しているアイドルのCDを買う場合もある。あるいは、Google が提供する Gmail を利用して、業務連絡をすることもあれば、家族旅行で使うホテルの予約メールを受け取ることもある。このように、ひとつのサービス（データベース／超パノプティコン）で公私をまたぐ使い方がなされている。その状況に対してプライバシーを云々することが、どこまで有効なのかとライアンは疑問を呈す。いずれにせよ彼は、監視対象から身体／存在が消失していくことによって「社会的振り分け」という問題が生じると指摘する。

「社会的振り分けSocial sorting」とは、字義どおり、人々を社会的に選別することである。そのような振り分け、選別はなにも現代特有の事柄ではない。しかし、ライアンは社会的振り分けを次のように説明することで、その現代的な特異性を強調している。すなわち「社会的振り分け」とは「カテゴリーの異なる人々への異なる扱いを可能にする、広範に浸透したデジタル差別」⁶のことである。この「デジタル差別」という語に注目しなければならない。

「差別」は通常、正当な理由なくして待遇に差をつけることを意味する。黒人差別や被差別部落のことを考えればよい。つまり「身体／存在」にまつわる非合理的な理由（容姿、出生地など）に

⁵ M. ポスター『情報様式論』岩波書店、2001、p210-211。ここでいう「個人」とは、実在的ではなく、仮想的なものである。その意味では“人物像”と捉えた方がわかりやすい。

⁶ D. ライアン『監視スタディーズ』岩波書店、2011、p86、傍点は引用者

よる区別を「差別」は表わす。だが、ライオンが「社会的振り分け」を「デジタル差別」と言う場合、そのような非合理的区別を意味しない。むしろ、社会的振り分け／デジタル差別は至極合理的である。というのも、デジタルであるがゆえに、データ＝属性に依拠した区別、基準に従った待遇差だからだ。したがって、ライオンの問題意識というのは、超パノプティコンによる各人のデータ＝属性への非身体的監視の結果として、人々の合理的な選別が行なわれている事態に向いている。では、この「社会的振り分け」が具体的にどのような場面で行なわれているかを考えるにあたり、大学生の就職活動（就活）を例として取り上げたい。

現在の就活では、あらゆる手続きがインターネット上でなされるようになってきている。そのため企業への応募や、説明会への参加、さらには実際に履歴書を提出することもネット上で行なわれる。したがって、学生たちの就活は、各企業あるいは就職情報サイトに自身のデータを登録することからはじまる。そのような超パノプティコン（データベース）への個人データ登録からはじまる就活が実施されるようになってから、学生たちの間で囁かれるようになったのが「学歴フィルター」の存在である。学歴フィルターとは、ネット上で会社説明会への参加を申し込む際、出身大学によって待遇が異なる場合に用いられる語だ。たとえば、別々の大学に通う学生が、同じ企業の説明会に申し込むため同一時刻に企業ページにアクセスしても、一方の学生には「空席あり」と表示され、もう一方の学生には「空席なし」と表示される場合に対して、学歴フィルターの存在が疑われる。つまり、所属している大学のランクによって、説明会参加の可否があらかじめ決められているのではないか、という疑念に対して用いられる言葉である⁷。しかも、この学歴フィルターは、基準となる「特定の学歴」がどの程度のものを指すのかわからないため、自分がその範囲におさまっているのかを知ることはできない。つまり、フィルタリングを自分は通過できるのかできないのか、そもそもフィルタリングが存在するのかもしれないのが極めて不明瞭なのである。そして、学歴フィルターが存在するとしたら、就活中の学生たちは自らの与り知らぬところで社会的な「振り分け」にさらされていることになる。というのも、近年の就活は、説明会への参加が履歴書提出のための必須条件となっている場合が多く、説明会に出席できないことは、その企業に応募できないことにつながるからだ。仮に、高給で安定しているとされる大企業の多くが高学歴の学生のみ応募できるようにフィルタリングしていたとしたら、その学歴に達していない学生たちは相対的に待遇の悪い企業にしか応募できない事態となってしまう。そこまでの状況にはならないとしても、社会人生活を営むにあたって、学歴フィルターの存在は、学生たちの今後の生活レベルを規定する、もしくはある種の制限を与えることとなる。

⁷ 学歴フィルターの存在を企業や業界団体が公式に認めたことはないが、「ターゲット校」や「ターゲット採用」という名称で同様の事例を認めている（「学歴フィルターの真実を語ろう」『週刊東洋経済』2015年6月27日号、p62-63）。また、企業の人事に関する調査・研究を行なうHR総研が実施したアンケート調査でも、ターゲット校＝学歴フィルターを設定している企業の存在が明らかになっている（HR総研「採用担当者を対象とした、新卒採用動向調査の結果」<http://www.hrpro.co.jp/agora/120>、2016年11月4日取得）。いわば「学歴フィルター」は学生・企業にとって公然の秘密である。

このような社会的振り分けは「ソフトウェアによるアルゴリズムを使って、すなわち社会的な影響力を持つ情報のコードを使って、実行される」⁸。就活の例を続けるならば、学生たちは就活をはじめの際、氏名・生年月日・住所・学歴など一般的な履歴書に記入する事柄だけでなく、所属しているゼミ、研究テーマ、アルバイト歴、サークル活動などの登録も求められる。これらのデータ＝属性から就活における選考／選別の基準が創出され、学歴フィルターとしてアルゴリズムによる自動的な社会的振り分けがなされるのである。その結果、彼らが企業から受ける待遇は変わり、基準に合致する学生には安定した職が、基準に満たない学生には不安定な生活がというように、社会的な「包摂／排除」につながる決定がなされてしまう。したがって、学歴などのデータ＝属性を判断基準としたデジタル差別（合理的な選別）というのは、包摂／排除の線引きを行なうためのメカニズムとして捉えることが可能だ。そして、ライアンの言うように、超パノプティコンによる監視は、社会のあらゆる領域へと拡大・浸透している。このことが意味するのは、生活の多くの場面でわれわれは学歴フィルターのような社会的振り分けにさらされているということであり、実際ライアンは安全保障や行政、雇用、マーケティングなどの広範な領域で行なわれている振り分けの事例をいくつも取り上げている。つまり、ライアンは「消失する身体」という語を用いて、現代で行なわれている監視の特徴を、近代のそれとは異なることを明示すると同時に、現代的な監視の結果として、アルゴリズムによるオートメーション化された「社会的振り分け」（包摂／排除の線引き）の事実を示し、「監視社会」が抱える課題・問題を提示したのである。

その上で、そうした事態への対抗策として彼が主張しているのが「個人の再身体化」や「人格の優先」である。すなわち超パノプティコン型監視はデータを対象とするものだが、データから産出された基準によって社会に包摂／排除されるのは、生身の人間、人格を持った個人であることを自覚しなければならない、とライアンは提唱する。「顔と肉体をもった人格の重要性を強調することは、もし正義が追求されるべきであるのなら必要不可欠」としているとおおり、監視に対して倫理的に関与し、政治的な行動をすることを彼は奨励するのだ⁹。だがこの主張は、彼自身がその有効性の限界を指摘することで、監視への対抗策として退けていたプライバシーの代わりに「倫理」を持ち込んだだけにも見えてしまう。「監視には対抗しなければならない」という監視に対する従来の図式をそのまま引き継ぎ、対抗の仕方をプライバシーから倫理へと単に変更したかに思えるのだ。

監視への対抗策を提示することはもちろん重要だが、それ以上に「消失する身体」と「社会的振り分け」が意味している事態をより明確化しなければならないのではないだろうか。そうしなければ、対抗策を見出すにしても場当たりので、効果が疑われるものに過ぎなくなってしまう。したがってここからは、フーコーの権力論における「解剖政治学」と「生政治学」を概観することで、両者の相違点が、先に紹介したパノプティコンと超パノプティコンとの相違点に対応していることを示すことで、監視社会における「消失する身体」と「社会的振り分け」にどのような深層＝真相が

⁸ ライアン『監視スタディーズ』p158

⁹ 前掲書、p311

横たわっているのかを明らかにしていこう。

3. 規律社会および管理社会としての監視社会

フーコーの権力論は「生権力」という概念に集約されている。この生権力に関する議論は、彼が後期に成し遂げた仕事であり、著書としては『監獄の誕生』と『性の歴史 I 知への意志』（以下『知への意志』）がその業績にあたる。彼にとって「生権力」とは、近代に現れた権力の様式を説明するためのものであり、「生きさせるか死の中に廃棄する権力」¹⁰として定義されている。この権力はふたつの側面を持っており、ひとつが「解剖政治学」、もうひとつが「生政治学」である。前者は「身体の調教、身体の適性の増大、身体の力の強奪、身体の有用性と従順さと並行的増強、効果的で経済的な管理システムへの身体の組み込み」を保証するものであり、後者は「繁殖や誕生、死亡率、健康の水準、寿命、長寿、そしてそれらを変化させるすべての条件」を引き受けるものである¹¹。先に紹介した著書のうち、「解剖政治学」について詳しく分析がなされたのが『監獄の誕生』であり、「生政治学」に対する分析は『知への意志』で行なわれた¹²。また両著書の出版と前後する時期に実施されたコレージュ・ド・フランスでの講義においても、解剖政治学と生政治学が主題的に取り上げられている¹³。ただし「生政治学」に関しては、先に引用した以上の詳しい定義はされておらず、コレージュ・ド・フランス講義の中でもその定義に多少のズレが生じているという指摘がある¹⁴。

さて、『監獄の誕生』で「解剖政治学」という近代の権力、つまり生権力が有する側面の一方が明らかにされたわけであるが、この解剖政治学は「規律訓練 discipline」の技術によって実行される。したがって、生権力のなかでも、解剖政治学を行なう権力のことを「規律訓練型権力」としばしば言われることがあるのだが、それは「従順な身体」を形成することを目標としている。ここで言う「従順」とは、「服従させ得る、役立たせ得る、つくりかえて完成させ得る」¹⁵ことを指す。しかし、「従順な身体」の形成を目指すのは規律訓練型権力に特有というわけではなく、フーコーが

¹⁰ M. フーコー『知への意志』新潮社、1986、p175、傍点は原著

¹¹ 前掲書、p176

¹² ただし、『知への意志』において生政治学が主題的に取り上げられたのは最終章（第5章）「死に対する権利と生に対する権力」であり、具体的な分析、というよりは素描的なものに留まっている。

¹³ 解剖政治学については1973～74年度講義「精神医学の誕生」で、生政治学は75～76年度講義「社会は防衛しなければならない」の最終講義（1976年3月17日）で言及された。生政治学については77～78年度講義「安全・領土・人口」、78～79年度講義「生政治の誕生」でも引き続き分析され、『知への意志』や75～76年度講義よりも具体的な内容となっている。

¹⁴ これを踏まえて、金森修は「個人個人の性質や行動様態を規定するのではなく、集団レベルでの特性を統計的に把握し、その全体的調整をしようとする新しいタイプの権力・政治、そして結果的に個人を生かすという効果を随伴する権力・政治」のことを、フーコーにおける「生政治学」の最低限の定義として、〈アルシ・生政治学〉と便宜上の名称を与えている（金森修『〈生政治〉の哲学』ミネルヴァ書房、2010、p35、傍点は原著）

¹⁵ フーコー『監獄の誕生』p142

規律訓練型権力と対置させた近代以前の権力、すなわち古典主義時代の君主権力においてもそれは目指されていた。

フーコーは君主権力の様態を「生殺与奪権」の名に代表させるが、それは「死なせるか、それとも生きたままにしておくか」¹⁶を決める権力のことである。この生殺与奪権を見るにあたって彼が取り上げたのが「身体刑」である。死に至らしめるほどの過酷な懲罰である身体刑は、街の広場などで執行され、多くの市民たちが観客として処刑台の周囲に集まったとされている。つまり、受刑者である罪人は「見世物」として扱われ、そのような罪人の扱い方によって、身体刑は刑を執行する権力の強大さを誇示するための「祭式」として位置づけられていた。したがって、君主は市民の生命を奪うことができる、という「恐怖本位の政治学」を実践するための儀式と身体刑がなることで、市民たちは君主権力にとっての「従順な身体」になっていくのである。

では、規律訓練型権力は生殺与奪権とどのように異なるのか。まず、規律訓練型権力は「身体」を対象とするのではなく、それを道具あるいは媒介とすることによって「精神」を対象とする。このことをフーコーは生殺与奪権と同様、刑罰の形態から見出すのだが、そこで取り上げられるのは身体刑ではなく「拘禁刑」である。もちろん、拘禁刑は牢獄に罪人を投じるという意味においては身体を対象としているのも事実だが、彼は身体に苦痛を与える拘禁刑は古典主義時代から近代への過渡期に見られるものであり、近代以降の拘禁刑は身体に働きかける結果として、精神を矯正・治療するためのものだとしている¹⁷。つまり、規律訓練を施し、罪人＝囚人の精神を矯正・治療することで「従順な身体」を形成しようとするのが近代権力の特徴ということだ。君主権力は身体刑という形で罪人を見世物とすることで、観客である市民を「従順な身体」にしようとしていたのに対して、近代権力は拘禁刑によって罪人に規律訓練を実施することで、罪人自身を「従順な身体」にしようとしているのである¹⁸。そして「従順な身体」にすべく規律訓練を行ない、精神を矯正する施設として監獄が誕生した、というのが『監獄の誕生』で述べられる議論の概略である。

矯正施設としての監獄も刑罰の変化とともに様々な変遷を遂げるのであるが、本節では「監視」との関係を見ていくことが目的であるため、前節で取り上げた「パノプティコン」にのみ注目していこう。ベンサムが考案したこの一望監視施設を、なぜフーコーは規律訓練型権力の装置として見たのか。その理由がまさに「監視」という点にある。というのも、彼は「規律・訓練の行使は、視線の作用によって強制を加える仕組を前提としている」¹⁹と述べているからだ。視線／まなざしに「見られている」ということが、規律訓練に必要な不可欠な要素なのである。この「監視」によって

¹⁶ フーコー『知への意志』p172、傍点は原著

¹⁷ 後述するように、解剖政治学と生政治学を対比する場面では、前者は「身体」を対象とし、後者は「人口」を対象とする、という理解が一般的である。解剖政治学／規律訓練型権力が「身体」ではなく「精神」を対象とする、としているのは、あくまで古典主義時代の君主権力との対比においてであることは留意されたい。

¹⁸ もちろん、投獄されない一般市民に対しても、罪を犯すと厳しい規律訓練を受けることになるぞ、というメッセージを拘禁刑が持つことで、彼らを「従順な身体」にしているわけでもある。

¹⁹ フーコー『監獄の誕生』p175、傍点は引用者

受刑者各人が規則を遵守しているかどうかを判断し、遵守していない者には制裁や処罰を加えることで「従順な身体」の形成を行なうわけだ²⁰。そして「見られてはいるが、こちらには見えない」という特徴を持つパノプティコンは、「見られているかもしれない」という疑念を生み出すことによって、規則を守る「従順な身体」の形成に寄与するのである。言い換えれば、パノプティコンというのは規律訓練型権力の作用——精神の矯正・治療＝従順な身体の形成——を自動化する装置なのである。しかも、パノプティコンのような装置／施設は監獄以外にも見出せる、というのがフーコーの主張だ。軍隊や学校、工場、病院もまた自動的に規律訓練型権力が発生する仕組みになっている。軍隊では上官、学校では教師、工場では責任担当者、病院では医師によって「見られているかもしれない」ので、軍規や校則、就業規則、院内規則を遵守しようとするのだ。

このようにパノプティコンを象徴とする規律訓練の網が社会の隅々まで拡大・浸透している事態を、フーコーは「規律社会」と称している。社会のあまねく場面に監視技術が見受けられるため、現代社会を「監視社会」とライアンが位置づけていることはすでに指摘したが、その意味ではフーコーもまた監視社会を論じていたと言える。規律訓練を実現させているのが「監視」であり、古典主義時代との対比を含めて、彼自身が「現代社会〔近代社会／規律社会〕は見世物の社会ではなく監視の社会である」²¹と述べているからである。

続いて、「生政治学」を概観していこう。解剖政治学に対して規律訓練型権力の語が用いられることはすでに述べたが、生政治学については「管理調整型権力」と呼称されるのが一般的である。そのため、両者は別々のものかのように捉えられがちだが、あくまで「生権力」として包括される権力の様態であって、純粋に異なるものではない²²。

さて、生政治学は「多数の人間を生命の固有のプロセスの全体、つまり誕生とか死とか生産とか病気などのプロセスを備えた大きな塊」²³として捉え、その「塊」を対象にするとされている。すなわち、個々の身体——とその先にある精神——ではなく、全体あるいは集合としての身体である「人口」が対象となる。したがって、各個人の寿命や健康について生政治学は関与しない。どのように出生率を向上させるか、どのように死亡率を抑制するか、どのように寿命を伸ばすか、どのように健康な人々の数を増加させるか、ということを目指すのであって、それを実現するために

²⁰ フーコーは規律訓練型権力が「従順な身体」の形成に成功するためには「階層秩序的な監視」「規格化をおこなう制裁」、そして「試験」という三つの技術が必須だとしている。監視と制裁の関係については、述べたとおりだが、「試験」というのは規律訓練の成果を記述・評価・測定するためのものであり、その結果を受けて、今後施すべき規律訓練の諸方法が策定される（前掲書、p175-197参照）。

²¹ 前掲書、p217、傍点は引用者

²² ただし、通常「生権力」に関する分析は「生政治学」の分析として受け止められることが多い。これはフーコー自身が生権力への言及をする際、生政治学を中心的に論じること、また生権力論の継承者とされるG. アガンベンやA. ネグリなどの論考が生政治学に焦点を当てていることなどに起因すると思われる。しかし、生政治学は生権力のひとつの実践であり、生権力＝生政治学ではないため、生政治学を考察すること、生権力を考察することは区別するべきだと考える。

²³ M. フーコー『社会は防衛しなければならない』筑摩書房、2007、p242

「人口統計学であり、収入と住民の関係の算定であり、富みとその循環の、生とその確率的長さの図表化」²⁴などの技術が用いられるのである。いわば、人口を「管理調整 control」する技術が生政治学の実践には必要となる。したがって、生政治学は解剖政治学のように、パノプティコンといった物理的な「装置」は必要とされない。あくまで、人口統計学など管理調整のための「技術」に焦点が当てられる。

ところで、生権力における生政治学という実践が「管理調整型権力」と呼ばれているのはジル・ドゥルーズが「規律社会にとってかわろうとしているのが管理社会にはかならない」²⁵と述べたことに由来する。「規律社会」が解剖政治学／規律訓練型権力に対応し、「管理社会」が生政治学に相当することから、生政治学という生権力の実践に管理調整型権力の語が使われているのだ。そしてこの文からは、権力の実践が解剖政治学から生政治学に移行するという理解を彼がしていると言える²⁶。では、ドゥルーズはフーコーの生政治学／管理調整型権力をどのように捉えていたのだろうか。そのことを考えるにあたり、まずは彼の次の言葉に注目したい。ドゥルーズは「規律社会にはふたつの極がある。ひとつは個人を表示する署名であり、もうひとつは群れにおける個人の位置を表示する数や登録番号である」²⁷としている。ここでいう「個人」とは、「個別的な身体」と理解して良いだろう。したがってこの文では「規律社会」における「身体」の扱い方が明示されていると言える。つまり、規律社会／解剖政治学において「身体」というのは各人の特定性を表す署名として、「群れ」（他の身体たち）に紛れても「おまえは〇〇という人物である」ということがわかるものとして扱われている。このことは、監獄に収容された囚人たちに受刑者番号が振られていることから理解できる。

刑務所の様子を描いた映画やドラマを観たことがあれば容易に想像できるだろうが、受刑者たちはたとえば「129番」というように、固有名詞（氏名）ではなく番号で看守たちから呼ばれる。この129番が128番や130番ではない者だということを示し、129番であることがその人物の署名＝特定性なのである。これは刑務所だけでなく、学校や病院でも同様である。学校では「6年2組18番」という形で各生徒に署名＝特定性を表す番号が振られている。病院においても「513号室の患者」「カルテ番号15の患者」という形で番号の付与がされている。これらの事例からわかるように、解剖政治学は「規律訓練」を実施する権力の実践であるため、必然的に「特定の個人」すなわち「個別的な身体」を把握していなければならない。各自の特徴・状況を踏まえた上で規律訓練を施さなくてはならないからだ。では「管理社会」の場合は、どのように個人＝身体が扱われるのであろう

²⁴ フーコー『知への意志』p177

²⁵ G. ドゥルーズ「追伸——管理社会について」『事件と記号』河出書房新社、1992、p293、傍点は原著

²⁶ 実際ドゥルーズは「規律社会とは、すでに私たちとは別の、もはや私たちとは無縁になりつつある社会」（同上）と評している。だが、すでに指摘したとおり、フーコーにおいて解剖政治学と生政治学は生権力を成立させる両輪であるため、規律社会から管理社会へと重点が移動したとしても、規律社会が「無縁」になるとまではフーコーは断定してない。したがって、ドゥルーズの主張には一定の留保を与えるべきであろう。

²⁷ 前掲書、p296、傍点は引用者

か。同じくドゥルーズの言葉を引いておこう。

管理社会で重要になるのは、もはや署名でも数でもなく、数字である。[……] 本来ならば分割不可能だったはずの個人 (individus) は「分割可能」(dividuels) となり、群れのほうもサンプルかデータ、あるいはマーケットか「データバンク」に化けてしまう。²⁸

まず指摘しなければならないのは、管理社会では個人＝身体が「数字」として扱われるという点である。「番号」ではなく「数字」ということは、そこに特定性がないことを意味する。つまり、129番の囚人や、6年2組18番の生徒、513号室の患者というような署名＝特定性を帯びた「番号」を用いて個人を捉えるのではなく、身長 173 cm の人物、体脂肪率14%の人物、偏差値67の人物といった形で、同一の個人を匿名的な、非人称的な「値＝数字」へと分割して捉えるということだ。そして特定の個人を「値＝数字」と捉えることによって、全体の「平均値」や「基準値」を算出し、平均未満の人々を削減したり、皆が基準に達するような施策を行なったりといった統計学的な「管理調整」が可能となるのである。このことを糖尿病やメタボリックシンドロームなど実生活上の具体的な場面で考えてみよう。

「健康」というシーンにおいては、「正常値」という統計学的な数値を用いて、われわれの管理調整が実行されている。そもそもわれわれは「個別的な身体」として体型も異なれば、体質、食生活も異なる。にもかかわらず、たとえば血糖値が早朝空腹時に 126 mg/dL 以上であれば糖尿病かどうかの診断が奨励されている²⁹。またウエスト周囲が男性の場合 85 cm 以上（女性の場合 90 cm 以上）で、血清脂質と血圧が規定の値を超える場合、メタボリックシンドロームと診断される³⁰。つまり、各個人の特性を踏まえるのではなく、血糖値やウエスト周囲など、あくまで数字やデータとして非人称的に身体を捉え、そこから算出された統計学的な数値を「正常値」とすることで、その範囲内に収まるよう「人口」を管理調整する実践が「生政治学」と呼ばれているのである。したがって、解剖政治学／規律訓練型権力が「身体」という個別的な存在に対する「支配」の実施であるとするならば、生政治学／管理調整型権力は「人口」という全体的な存在に対する「統治」の実施ということになる³¹。

²⁸ 同上

²⁹ 日本糖尿病学会「糖尿病治療ガイド2016-2017（抜粋）」
http://www.jds.or.jp/modules/education/index.php?content_id=11（2016年8月16日取得）

³⁰ eヘルスネット「メタボリックシンドロームの診断基準」
<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/metabolic/m-01-003.html>（2016年8月16日取得）

³¹ 便宜上、解剖政治学／規律訓練型権力が「支配」の語を当てたが、檜垣立哉は「支配」を生殺与奪権の形をとる君主権力に対して用いており、生権力（解剖政治学と生政治学）には「統治」の語を使っている（檜垣立哉編『生権力の現在』勁草書房、2011、p2-4）。ただし、フォーコー自身は「ずっと以前から規律・訓練の方策は多数実在していた[……]だが規律・訓練が支配の一般方式になったのは、十七世紀および十八世紀である」としている（フォーコー『監獄の誕生』p143、傍点は引用者）。

さて、ドゥルーズに従って規律社会／解剖政治学と管理社会／生政治学の区別を見ると、それがパノプティコンと超パノプティコンとの相違に対応していることがわかる。すなわち身体的監視を行なうパノプティコンは「規律訓練」の装置であり、個別的な身体を監視の対象としていた一方、非身体的監視を行なう超パノプティコンは、個別的な身体を「データ／数字」という形に分割あるいは還元し、データマイニングといった統計学的な処理を行なうことから、「管理調整」の技術と把握することができる。実際ドゥルーズは、管理社会は情報処理機械やコンピュータを駆使すると述べており、人口の管理調整を果たすために超パノプティコン的な監視が行なわれることを示唆している。であるならば、フーコーが現代社会（規律社会）は監視の社会だとしたのと同様、管理社会も監視の社会と言うことができよう。

先述したとおり、ライアンは「監視社会」を「統治や管理のプロセスにおいて通信情報テクノロジーに依拠する社会」だとしている。「統治」「管理」の語が登場することからわかるように、彼の監視社会論の深層＝真相にはドゥルーズの管理社会論、およびフーコーの生政治学があることは明らかである。つまり、ライアンの言う「監視社会」とは、生政治学が優勢な管理社会の一樣態なのだ。そして、そのことについては多くの論者からもすでに指摘されている。しかし、身体や人口といった「生」として包括されるものが、権力の実践にとって、あるいは「社会」にとってどのような意味を有しているのか、という点については、フーコーや他の生権力論者たちも、もちろんライアンも明瞭には述べていない。そこで、解剖政治学／生政治学というフーコー生権力論での対比がパノプティコン／超パノプティコンという監視社会論での対比と対応しているという本節の内容を踏まえ、次節からは「社会」における「生」の存在を見た上で、今後の監視社会論に必要となる射程の再設定をしていきたい。

4. 資源としての生

「生権力」とは「生きさせるか死の中に廃棄する権力」のことであった。解剖政治学の対象となる「個別的な身体＝個人」も、生政治学の対象となる「身体の集合＝人口」も、ともに「生」へと回収され、いかに「生きさせる」のかという実践に向かわせるのが生権力である。したがって、「生」に終止符を打つ君主権力は生権力と対置された。だが、生権力は「生きさせる」だけでなく「死の中に廃棄する」権力でもある。つまり、規律訓練を施せぬ「生」や管理調整ができぬ「生」は「死の中に廃棄」されてしまう。たとえば、更生／矯正の見込みのない犯罪者や、症状の改善／調整が困難な脳死患者などに対して、死刑や安楽死が施される場合が「死の中に廃棄する」事例にあたる。そのため「死の中に廃棄する」というのは生権力の限界を示す事態でもある。よって、生権力と君主権力は対置されるものの、後者が前者を補完するという関係にある。

この「死の中に廃棄される生」は、ジョルジョ・アガンベン謂うところの「ホモ・サケル」であるわけだが、廃棄されながらも“再利用／リサイクル”される場面も実際には存在する。死刑執行後の囚人の身体が「献体」として医療現場における教育・研究・実験に用いられ、医療技術の発展

に寄与するケースや、脳死患者が臓器の「ドナー」として、レシピエントである他の患者の「生」を永らえさせることに貢献するケースなどだ。このような「廃棄された生」の再利用／リサイクルから窺えるのは、生権力としての「生」とは、生かすにせよ死に投じるにせよ、利用すべき「資源」として捉えることが可能だということだ。したがって、生権力とは「生かす権力」として認識されることがしばしばだが、それ以上に〈活かす権力〉として見なすほうが、その根底を精確に読み取れるように思われる。つまり「身体」も「人口」も、ともに社会にとっての「資源」であり、解剖政治学も生政治学も「資源」を活用するための権力の実践と見るべきではないだろうか。もちろん、この〈活かす権力〉という発想は突飛なものではない。フーコー自身、次のように述べることで〈活かす権力〉という生権力の根本を示唆している。

生を引き受けることを務めとした権力は、持続的で調整作用をもち矯正的に働くメカニズムを必要とするはずだ。もはや主権の場で死を作動させることが問題なのではなくて、生きている者を価値と有用性の領域に配分することが問題となるのだ。³²

また、生権力は「人間が生物である限りの生」を「資本」として用いているとまで彼は指摘している³³。「価値と有用性」「資本」という語句が、まさに生権力が〈活かす権力〉であることを示している。つまり、広義での「エコノミー *économie*」が生権力論の根底にはあり、人間の「生」は「運用」もしくは「活用」されるべきだという認識を窺うことができるのである³⁴。生権力とは、「資源としての生」をどう活用するか、ということを経済政治学／生政治学のそれぞれで実践していると言っても良い。このことはある意味で自明視されていながら、特別視まではされなかった。

生権力を〈活かす権力〉と見なし得るとき、ライアンが「社会的振り分け」という語で提起した人々の社会への「包摂／排除」の問題とは、超パノプティコン的な非身体的監視、つまり管理調整の技術の結果として、アルゴリズムが自動的に個々の「生」を「資源である／でない」と決定している事態のことを指していると評せる。ただし、解剖政治学／生政治学が〈活かす権力〉の実践であると明らかになっても、「資源としての生」が「社会」にとってどのような役割を担っているかについては、先に指摘したとおり、ライアンとフーコーの議論だけでは完全には応えられない。そこで、この問いに対応するための補助線として、ニクラス・ルーマンの理論を参照してみたい。

ルーマンは、タルコット・パーソンズとジョージ・スペンサー＝ブラウンの議論を踏まえ、独自

³² フーコー『知への意志』p182、傍点は引用者

³³ 同上

³⁴ 『知への意志』訳者の渡辺守章によれば、フーコーが用いる *économie* には、古来「財産の運用・管理」を意味し、そこには「節約」の意も含まれるが、同時に「富や財産と離れて、部分を全体の内部に構造的に配分・配置する作業」をも含意するとされている。渡辺は、フーコーが *économie* という語を用いる場合、「構造化」「経済・経営」「運営」という、その語に含まれる意味すべてを重層的に作動させていると指摘する（前掲書、p213-214）。

の社会システム論を発展させた社会学者である。彼の理論は、「社会 Gesellschaft」とは生命システムや心理システムと並置される「システム」のひとつである、という前提に立つ。システムはそれ自体で閉じており、よってシステムの外部はすべて「環境」と見なされる。したがって、社会システムにとっての生命システムや心理システムは外部＝環境であり、生命システムにとっての心理システム、社会システムもまた外部＝環境となる。そして近代以降の社会システムは、その内部で政治システムや経済システム、法システムなどに機能的分化をしており、近代以前の社会システムよりもその複雑性が増しているとされている。そして、そのようなシステムとしての「社会」をルーマンは「コミュニケーションの総体」として捉えている。つまり、「社会」というシステムの構成要素となるのは、一般に考えられているように「人間」ではなく、「コミュニケーション」だとするのがルーマン社会システム論の要なのである。

これまでライアンとフーコーの議論を見ていくことで「監視社会」の考察を試みてきたが、ふたりとも「社会とは何か」という点については詳細な分析をほとんどしていない。だからこそ「資源としての生」と「社会」との関係に対する分析に限界があったわけであるが、「社会＝コミュニケーション」というルーマンの図式を援用することで監視社会論に新たな射程を拓くことができる。というのも、「社会＝コミュニケーション」という図式において「人間」というのは社会の外部、つまり「環境」に属するものとされるからである³⁵。

だが、われわれには社会生活を営んでいるというたしかな実感があり、人間は社会の外部＝環境に存していると言われても、実態に即していないのではないかと訝しむのも事実だ。ルーマンもそのことは自覚しており、人間が社会の「内部」に属する場合についての論及をもちろん行っている。それによれば、人間が社会の内部に「包摂 inclusion」されるのは、その人間がコミュニケーションにとっての言及対象、あるいはテーマになる場合だ。ただし、ここで注意しなければならないのは、コミュニケーションにおける言及対象／テーマになっただけで、その「人間」が「社会」に包摂されるわけではないということである。ルーマンは次のように説明する。

インクルージョンは（したがってエクスクルーージョンも）、人間がコミュニケーションの関連において [コミュニケーションの担い手として] 指定される仕方、つまり^{レレヴァント}有意義とされる仕方（伝統的な用語法に従って、人間が「^{メンシュ}人格」として扱われる仕方、とも言い換えることができる）に関わるにすぎない。³⁶

つまり、今後生じるコミュニケーションの担い手として、あるいはコミュニケーションを継続的に産出させることができる存在として「有意義」であるかどうか、という基準による区別が、まず

³⁵ 「人間」は生命システムと心理システムの集合体、というのがルーマンの理解である。

³⁶ N. ルーマン「インクルージョンとエクスクルーージョン」『ポストヒューマンの人間論』東京大学出版会、2007、p208

行なわれるのである。そして、有意味とされた人間 Mensch を「人格 person」と捉えることで、コミュニケーションに活用される「資源」として社会に「包摂」するのである³⁷。一方、有意味とされなかった人間の場合、「コミュニケーションの対象になるものと期待されない存在」、すなわち「没人格 un-person」とされる³⁸。したがって、単なる身体を有した物理的な存在として「社会」の外部＝環境へと「排除 exclusion」されるわけである。

だが、ここでもう一度注意をしなければならない。社会システムは機能的に分化しており、政治や経済などの機能的分化システムが存在すると先述した。つまり、人格として包摂されるとは、厳密に言えば、社会システム内部の各機能的分化システムに包摂されるという意味である。たとえばひとりの人間が「消費者」としてコミュニケーションの言及対象／テーマとされる場合、その者は経済システムに包摂された、と見なされる。あるいは「有権者」として言及対象／テーマとなる場合は政治システムに包摂されたことになる。よって、ひとつの機能的分化システムに包摂されたからといって、他の機能的分化システムにも包摂されているということにはならないのである。それは、18歳未満の者が消費者になることはあっても有権者にはなれないという日常的な事例からも納得できる。一方、排除の場合はこの事態が逆転する。すなわちひとつの機能的分化システムから排除されると、他のシステムからも連鎖的に排除されるのだ。これは、失職して破産した者が、借りていたアパートから追い出され、住所不定無職になった場合を考えればよい。破産は支払い能力がないという点で経済システムからその者を排除する。そして、身分証明書を提示しても、記載されている住所には住んでいないことが「不信＝不審」を生み、政治や法、さらには教育、医療などからも排除されていく。このように、ひとつひとつの機能的分化システムに包摂されなければならない一方、ひとつのシステムから排除されると、他の諸システムからも排除されてしまうという非対称的な事態となるのが、社会システムにおける「包摂／排除」の機制なのである。

だが、いま例に挙げたような排除が簡単に起こるわけでもない。なぜならば、システムの外部＝環境へと排除されても、将来的にコミュニケーションの言及対象／テーマになり得る場合もあるからだ。破産者として経済システムから一旦排除されても、再就職希望者や、フリーターとして再度包摂される可能性も残されているように。その意味では、社会から「完全に排除される」というよりは社会から「廃棄される」と称したほうが正確かもしれない。すなわち、コミュニケーションの言及対象／テーマとならない者（なれない者）は「廃棄物」として扱われ、今後期待される“再利用／リサイクル”の機会を待つこととなる。であるならば、社会の外部である「環境」とは、のちに「人格」となり得る「没人格／廃棄物」の貯蔵庫^{フル}と見なすことができよう。

つまり、「社会」としての「人格」がコミュニケーションを継続・維持するための「資源」であると同時に、「没人格」もまた——「廃棄物」として“再利用／リサイクル”される機会を与え

³⁷ もちろん、ここでいう「人格」とは、ライアンが「人格の優先」という語で用いた「人格」とは異なる。

³⁸ N. ルーマン「人格」という形式『ポストヒューマンの人間論』東京大学出版会、2007、p127

られているという意味で——「資源」である。換言すれば「人間」そのものが「社会」にとっての「資源」と見なし得る。そして、このような社会システムにおける「人間」は〈活かす権力〉としての生権力における「資源としての生」と接続可能だ。すなわち、生権力が活用するのはコミュニケーションにとって「有意味」となる身体・人口である。したがって規律訓練を施すことで「従順な身体」となった者が「人格」として、あるいは管理調整を行なうことで「正常値」の範囲内に収まる者たちが「人格」として社会に包摂される。一方、凶悪犯罪者のように規律訓練が不可能な者や、脳死患者のように管理調整の対象となれない者は、社会から排除される。もしくは、死刑執行後の「献体」、安楽死後の「ドナー」として、社会の外部＝環境へと廃棄され、将来の“再利用／リサイクル”に備えるのである。

さて、以上のように生権力論と社会システム論を接続させた上で「監視社会」を見つめ直すと、どのようなことがわかるだろうか。つまり既存の監視社会論に不足していた生権力の観点、そして「社会とは何か」という社会システム論的な認識を踏襲することで、監視社会論の射程はどう広げられるだろうか。最後に、その作業へ移りたい。

5. おわりに——来るべき監視社会論のために

ライオンの監視社会論は「消失する身体」と「社会的振り分け」を指摘することで、われわれが現在生活している社会において「監視」の対象が特定の個人ではなく、個人に紐づけ得るデータ＝属性であり、それを基に、コンピュータのアルゴリズムが各人の扱い方を振り分けて（選別して）いることを明確にしたのであった。つまり、非身体的監視が社会への「包摂／排除」の問題に深く関連していることを示した。この事実には、これまで本稿で概観してきた生権力論と社会システム論を踏まえるならば、「監視」という行為が「資源としての生」を社会に包摂するか、もしくは、社会から廃棄するかの選別をするための下準備だったことが判明する。つまり、監視されることでわれわれは「資源である／でない」の評価を受けているわけだ。しかも、現代の「監視」は非身体的であるがゆえに無差別的に行なわれており、ビッグデータ領域におけるデータマイニングの手法がその実現を担保している。したがって、監視によって抽出されたわれわれの膨大なデータ群から特定の属性や徴候を^{マイニング}発掘し、それを基にわれわれの“人物像”を構築＝^{プロファイリング}創作することで「資源である／でない」、すなわち「包摂するか／廃棄するか」の合理的選別がなされているのである。この“人物像”がテロリストや年金の不正受給者ならば、情報機関による拘束や訊問、行政機関による監督・指導の形で規律訓練が施され、その結果如何で包摂／廃棄が決まる。糖尿病患者やメタボ患者という“人物像”の場合ならば、投薬や食事制限、適度な運動という管理調整が奨められ、やはりその後の結果が包摂／廃棄を決める。

また Amazon のレコメンド機能といったウェブサービスにおいても、われわれの“人物像”は構築＝創作されている。「あなたにおすすめの商品」という文言における「あなた」が、Amazon にとっての“人物像”にほかならない。すなわち、われわれは「あなた」としての“人物像”に合

致することが期待され、合致した者はさらなる包摂が約束され、合致しない者は「非行者」あるいは「没人格」として徐々に廃棄の方向へ、さらには排除へと押し出されていく。しかし「合致しない」という事実もまたデータとして「監視」され、新たな属性を析出することになるため、“人物像”はつねに更新され続けていく。ドゥルーズが管理社会では「果てしない引き延ばし」が生じ、「何ひとつ終わることができない」と評している事態にはかならない³⁹。

ところで、「監視」は「包摂／廃棄」をするための下準備だと述べたが、このとき注意しなければならないのは、監視が非身体的監視となっていることで、それを行なう「主体」が揺らいでいることである。つまり、「誰が監視しているのか」という点が曖昧になるのだ。従来の監視観では、身体的監視＝標的型監視には国家や組織、あるいは君主といった監視の「主体」が存在するとされてきた。だからこそ、われわれは「監視」の語に不快感や危機感を抱いていたわけであるが、非身体的監視＝無差別監視はプログラムやアルゴリズムなどによって機械的に行なわれる。すなわち、実体的な主体（＝「誰が監視しているのか」）が不明な、あるいは存在しない〈無－主体的〉な監視がなされているのである⁴⁰。もしくは、われわれが「資源であること」から逸脱しないよう「みんな」で相互に監視している、目配せしているという点では〈汎－主体的〉な監視とも言える。いずれにせよ、無差別監視を前提とした「監視社会」としての現代社会において、絶対的あるいは権力者的な監視の「主体」は存在しないのである⁴¹。

したがって、管理社会の様態としてライオンが位置づけてきた「監視社会」とは、「誰が監視しているのか」という状況が揺らいでいるなかで、超パノプティコン（データベース）によって構築＝創作される“人物像”の枠に収まるよう振る舞うことを、強制的とも言えるほどのプレッシャーを持って、われわれに常時要求してくる社会と言えよう。つまり、“人物像”からの逸脱を認めない、「完全な排除」を認めない社会が「監視社会」としての現代社会なのである。あるいは逸脱しないように「みんな」で「みんな」を監視する社会、と言っても良い。そのような実態を有する社会に対して、「個人の再身体化」を主張したり、「人格の優先」を云々することが決定的な有効策にならないことは明白である。たしかに、実生活上では排除されている者たちが存在するのも事実ではあるが、「社会」の側にとっては、われわれはあくまでコミュニケーションを継続させる

³⁹ ドゥルーズ「追伸——管理社会について」p295、傍点は原著

⁴⁰ とはいえ、監視の「主体」を想定することはできる。たとえば、スノーデン事件においてはアメリカ政府を主体として想定し得るわけだが、実際に監視を行なっているのはあくまでPRISMプログラムである。そのような機械的・匿名的・非人称的な存在を「主体」と呼ぶことはできない。

⁴¹ そもそもフォーコーは、パノプティコンにおける監視を述べる際、中央の監視塔に誰がいても良いし、誰もいなくても良い、としている。つまり、実際に看守が監視塔にいる必要はなく、「看守－囚人」という関係と、「看守が囚人を見ているかもしれない」という状況が確立していれば自動的に規律訓練型権力が発生し、「従順な身体」が形成されていくのである。その意味では、上述の関係と状況が果たされていけば、監視塔にいる人物が看守以外の他者でも、また監視塔が“がらんどろ”でも規律訓練型権力は発生するのである。したがって、「監視」が〈無－主体的〉〈汎－主体的〉であるということは、超パノプティコンの登場を俟たずとも、パノプティコンの段階からフォーコーはすでに見抜いている。

ための「資源」である。「資源」である以上、われわれは「活用」される存在であり、活用されな
いにしても“再利用／リサイクル”の要請からは逃れられない。つまり、「資源である」こと
が規範（日常）となり、「資源でない」という例外（非日常）への逸脱・逃亡が不可能なのである。
しかも、幸か不幸か、「資源である」ことから逃さないための術を創出しているのもまた、資源で
あるわれわれなのだ。

以上の実態に対して、どのような対抗策が有効なのか、どのような対抗策を提示し得るのか、対
抗策を提示する必要があるのか、という点こそを監視社会論は問うていかなければならない。その
問いへの応えは別稿に期すこととなるが、本稿の観点は来るべき監視社会論に向けて、その射程を
再設定することの前哨となるはずである。

【参考文献】

- ジル・ドゥルーズ,『追伸——管理社会について』『事件と記号——1972-1990年の対話』,河出書房新社,1992
ミシェル・フーコー,『監獄の誕生——監視と処罰』,新潮社,1977
———,『性の歴史I 知への意志』,新潮社,1986
———,『社会は防衛しなければならない——コレージュ・ド・フランス講義 一九七五-七六年度』,筑摩
書房,2007
マーク・ポスター,『情報様式論』,岩波書店(岩波現代文庫),2001
デイヴィッド・ライアン,『監視社会』,青土社,2002
———,『監視スタディーズ——「見ること」「見られること」の社会理論』,岩波書店,2011
———,『スノーデン・ショック——民主主義にひそむ監視の脅威』,岩波書店,2016
ニクラス・ルーマン,「人格」という形式『ポストヒューマンの人間論——後期ルーマン論集』,東京大学出
版会,2007
———,「インクルージョンとエクスクルージョン」同上
金森修,『〈生政治〉の哲学』,ミネルヴァ書房,2010
大黒岳彦,『〈メディア〉の哲学——ルーマン社会システム論の射程と限界』,NTT出版,2006
———,『情報社会の〈哲学〉——グーグル・ビッグデータ・人工知能』,勁草書房,2016
檜垣立哉,『生と権力の哲学』,筑摩書房(ちくま新書),2006
———編,『生権力論の現在——フーコーから現代を読む』,勁草書房,2011
「学歴フィルターの実態を語ろう——採用担当覆面座談会」『週刊東洋経済』2015年6月27日号,東洋経済新報
社
“採用担当者を対象とした,新卒採用動向調査の結果”,HR総研,
<http://www.hrpro.co.jp/agora/120> (2016年11月4日取得)
“糖尿病治療ガイド2016-2017(抜粋)”,日本糖尿病学会,
http://www.jds.or.jp/modules/education/index.php?content_id=11 (2016年8月16日取得)
“メタボリックシンドロームの診断基準”,eヘルスネット,
<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/metabolic/m-01-003.html> (2016年8月16日取得)